

高校生等奨学給付金（私立）のご案内

通常分
【県内】

制度の概要

富山県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、対象世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

対象となる方

令和8年7月1日現在※で次の要件をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 令和8年7月1日現在※で保護者等が生活保護(生業扶助)を受給している世帯、保護者等全員の令和8年度住民税所得割が非課税又は給付額(年額)記載区分③④に該当する世帯

※7月2日以降に入学するものについては入学日の翌月の初日(入学日が月の初日である場合はその月の初日)

給付額(年額)

区分	全日制・定時制	通信制
① 生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円	52,600円
② 非課税世帯	152,000円	52,100円
③ 住民税所得割合算額が105,500円未満の世帯	50,670円	17,370円
④ 住民税所得割合算額が182,500円未満の世帯	38,000円	13,030円
②~④に該当し、災害等により、制服の再購入が必要となった世帯	81,000円【②への加算額】 27,000円【③④への加算額】	

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍生徒(R8 新入生である留学生を除く)は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象です。

※前倒し給付を受給する場合は、上記の金額から前倒し給付の給付額を引いた額が給付されます。

※支給時期は12月頃を予定しています

学校へ提出する書類

7月8日までに学校へ提出してください。

区分	添付書類
① 生活保護(生業扶助)受給世帯	<ul style="list-style-type: none">・申請書・生業扶助を受給中であることを証明する証明書又は個人番号カード(写)等貼付台紙 (生徒本人の個人番号カードの写し等を貼付) <p>※ただし、県内の町村から生活保護を受給している場合や外国人の場合は、個人番号カード(写)等貼付台紙ではなく生業扶助を受給中であることを証明する証明書を提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・高等学校等就学支援金等の支給決定通知の写し
② 非課税世帯 ③ 住民税所得割合算額が105,500円未満の世帯 ④ 住民税所得割合算額が182,500円未満の世帯	<ul style="list-style-type: none">・申請書・所得に関する書類(令和8年度の道府県住民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類)・高等学校等就学支援金等の支給決定通知の写し
②~④に該当し、災害等により、制服の再購入が必要となった世帯	<ul style="list-style-type: none">・制服の再購入に係る誓約書・証明書・罹災証明書